

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和4年8月19日（金） 号外第54号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則（7）（教育人材開発課）・・・・・・・・・・ 2
- ◇ 人委規則 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（14）（給与課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月19日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第7号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）							
1 高等学校						1 高等学校							
名称	課程名	学科名		修業 年限	収容 定員	所在地	名称	課程名	学科名		修業 年限	収容 定員	所在地
略						略							
鳥取商 業高等 学校	全日制 課程	商業学 科	商業科	3年	<u>456人</u>	略	鳥取商 業高等 学校	全日制 課程	商業学 科	商業科	3年	<u>494人</u>	略
略						略							
青谷高 等学校	全日制 課程	総合学 科		3年	<u>304人</u>	略	青谷高 等学校	全日制 課程	総合学 科		3年	<u>342人</u>	略
岩美高 等学校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>304人</u>	略	岩美高 等学校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>342人</u>	略
略						略							
鳥取中 央育英 高等学 校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>440人</u>	略	鳥取中 央育英 高等学 校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>480人</u>	略
米子東 高等学 校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>840人</u>	略	米子東 高等学 校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>880人</u>	略
略						略							
2 略						2 略							

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月19日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第14号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
別表（第2条関係） 1～8 略 9 日吉津村 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会事務局</td> <td style="text-align: center;"><u>教育次長</u> 参事</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 10～26 略 備考 略	機 関	職	略		教育委員会事務局	<u>教育次長</u> 参事	略		別表（第2条関係） 1～8 略 9 日吉津村 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会事務局</td> <td style="text-align: center;"><u>課長</u> 参事</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 10～26 略 備考 略	機 関	職	略		教育委員会事務局	<u>課長</u> 参事	略	
機 関	職																
略																	
教育委員会事務局	<u>教育次長</u> 参事																
略																	
機 関	職																
略																	
教育委員会事務局	<u>課長</u> 参事																
略																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。